

議案第1号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成26年10月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成26年10月20日

鳥取県教育委員会  
委員長 中島 諒人

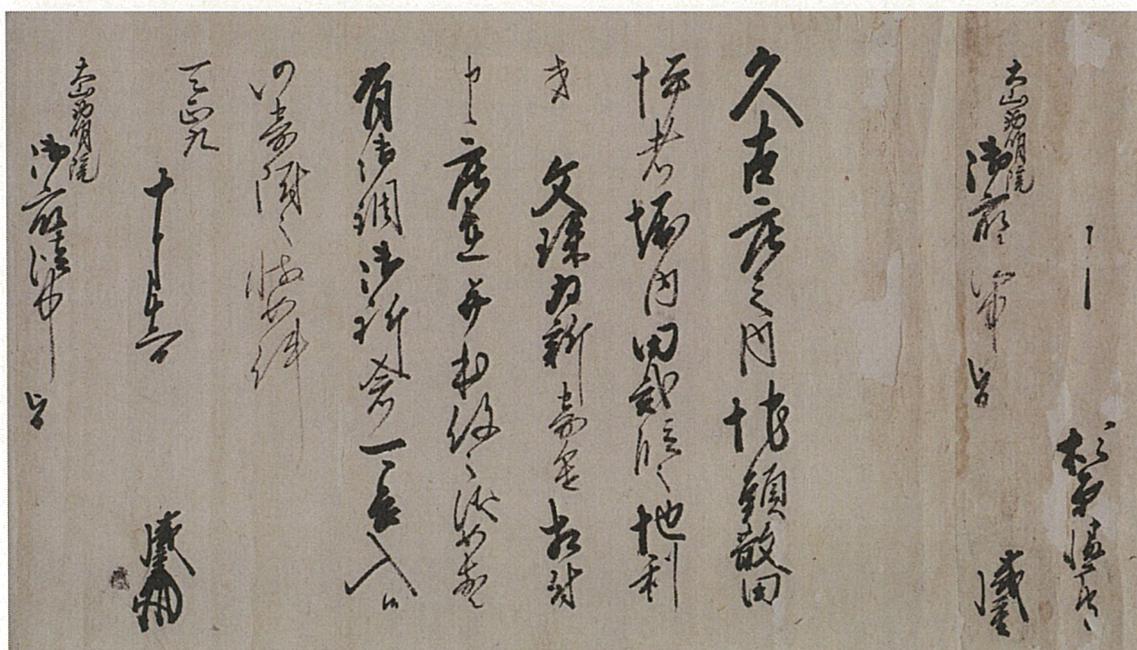
記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

保護文化財 「大山寺文書」 (大山町)

天台宗<sup>かくぼん</sup>角磐山大山寺(西伯郡大山町)は、古くから修験道の聖地として発展した山岳信仰の拠点であり、平安時代には天台宗と結び付き、広く崇敬を集めた一山寺院である。中世以降には、西明院<sup>さいみょう</sup>・南光院<sup>なんこう</sup>・中門院<sup>ちゅうもん</sup>の三院谷が成立し、無数の諸院・堂社が軒を連ねた。

このたび文化財指定候補として諮問する古文書は、大山寺伝来文書のうち、大山寺宝物館霊宝閣に所蔵されている卷子<sup>かんす</sup>1巻に収められた10点の中世文書(及びそれに準ずる文書)である。いずれも度重なる火災をまぬがれて奇跡的に伝来したものであるが、伯耆国の広範囲におよぶ中世の大山寺領が天皇・將軍・守護により公認されていたことを多数の寄進状・安堵状等によって確認できる点は、特に重要である。



杉原盛重寄進状

鳥取県文化財保護条例（抜粋）

昭和 34 年 12 月 25 日  
鳥取県条例第 50 号

第 2 章 県指定保護文化財  
（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）